

16 改札口、レジ通路

【基本的な考え方】

改札口やレジ通路は、高齢者、障害者等が安全に、かつ、円滑に通過できるようにすることが必要です。車いすやベビーカーを使用している人が通過できる幅員の確保などの配慮が必要です。

構造等基準

項目	整備水準	解説
改札口、レジ通路 「12-1」 有効幅員 段差	<p>旅客施設内に設けられる1以上の改札口及び卸売市場・物販店舗内に設けられる1以上のレジ通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、80cm以上であること。</p> <p>ロ 車いす使用者が通過する際に支障となる段差がないこと。</p>	車いすが通過できる幅員です。

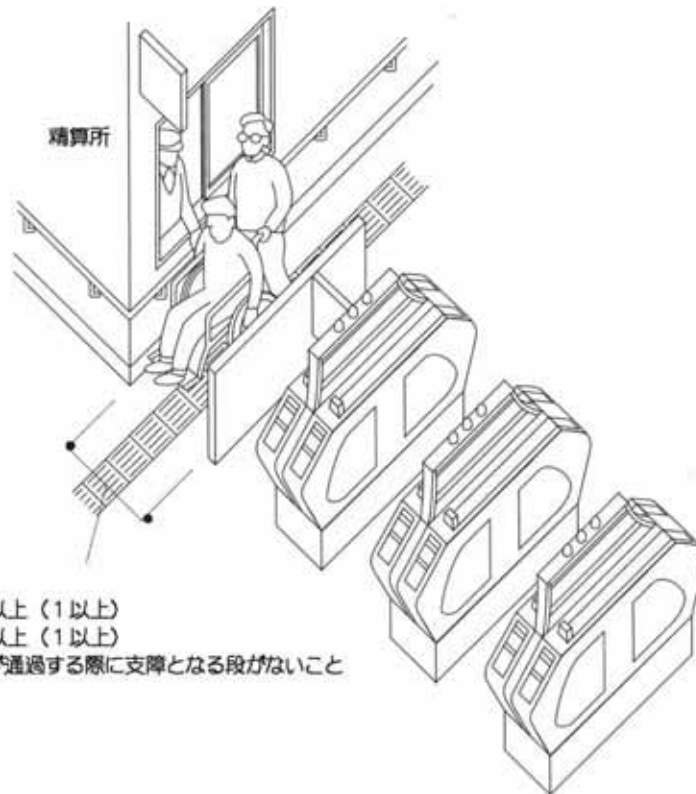
設計標準

項目	整備水準	解説
有効幅員	<ul style="list-style-type: none"> 有効幅員は、90cm以上とします。 	車いすが通過しやすい幅員です。
レジカウンタ-の構造	<ul style="list-style-type: none"> レジカウンタ-は、車いす使用者との物品の受け渡し等に配慮した構造とします。 	カウンタ-の高さは70cm程度、下部の奥行きは60cm～65cm程度とします。

望ましい配慮

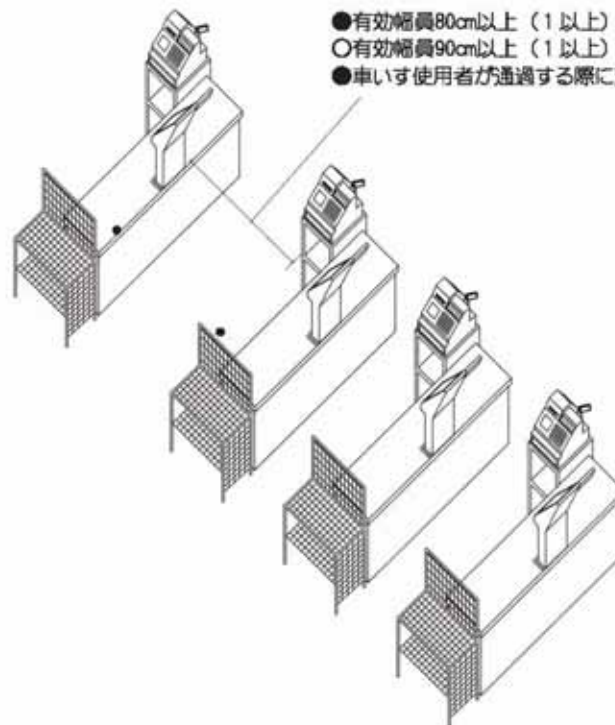
項目	整備水準	解説
視覚障害者誘導用ブロック等 緊急案内設備 案内表示	<ul style="list-style-type: none"> 1箇所以上の改札口には、床面に視覚障害者誘導用ブロック等を敷設します。 緊急時の音声誘導装置や電光掲示板等を設置します。 改札口に案内表示を設ける場合には、文字を大きくする、文字を地色と明度の差の大きい色とする、図形や記号等を併記するなどにより、わかりやすさに配慮します。 	

改札口の整備例



- 有効幅員80cm以上（1以上）
- 有効幅員90cm以上（1以上）
- 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと

レジ通路の整備例



- 有効幅員80cm以上（1以上）
- 有効幅員90cm以上（1以上）
- 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと